

鳥取県木造住宅耐震化業者登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震化（耐震診断、耐震改修を行うための設計若しくは工事監理又は耐震改修をいう。以下同じ。）に関する業務（以下「耐震化業務」という。）を適切に行うことができる建築士事務所及び建築工事業者を登録すること（以下「業者登録」という。）により、県民が安心して木造住宅の耐震化に取り組むことができる環境を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 木造の一戸建て住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるものであって、その部分の床面積が延べ床面積全体の2分の1未満のものを含む。）をいう。
 - (2) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。
 - (3) 建築管理技士 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条第1項に規定する技術検定のうち検定種目が建築施工管理であるものに合格し、同条第5項の規定により建築施工管理技士を称する者をいう。
 - (4) 建築大工技能士 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項に規定する技能検定のうち検定職種が建築大工技能士であるものに合格し、同法第50条第1項の規定により一級建築大工技能士を称する者をいう。
 - (5) 建築士事務所 建築士法第23条の3第1項の規定による知事の登録を受けている建築士事務所をいう。
 - (6) 建築工事業者 建設業法第3条第1項に規定する建設業の許可のうち建築工事業又は大工工事業の許可を受けている建設業者であって、県内に営業所を有するものをいう。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）で使用する用語の例による。

(技術考査)

第3条 住まいまちづくり課においては、建築士、建築管理技士又は建築大工技能士が耐震化業務を行う上で必要な一定以上の知識を有するか否か判定するための考査（以下「技術考査」という。）を実施するものとする。

- 2 技術考査は、「木造住宅の耐震診断と補強方法」（国土交通省住宅局建築指導課が「木造住宅の耐震精密診断と補強方法」の改訂版として監修したものをいう。以下同じ。）に示された一般診断法に関する事、その他木造住宅の耐震化に関する事項について行うものとする。
- 3 技術考査は、原則年1回以上行うものとする。ただし、生活環境部長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(受験資格)

第4条 技術考査は、次の各号に掲げる要件を備えた者でなければ、受けることができない。

- (1) 建築士、建築管理技士又は建築大工技能士であって、県内に所在する建築士事務所又は建築工事業者の事務所若しくは営業所（以下「事務所等」という。）に所属する者
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築士法、建設業法、職業能力開発促進法その他の建築に関する法令の規定に違反して関係行政庁の処分を受け、その処分の日から5年を経過しない者でないもの
- (3) 過去5年間に「木造住宅の耐震診断と補強方法」に関する講習会（広く一般から受講生が募集されるものに限る。）を受講している者

(受験申込)

第5条 技術考査を受験しようとする者は、様式第1号による申込書に前条各号に掲げる要件を備えていることを証する書類を添えて、住まいまちづくり課（同課において技術考査に係る業務を他に委託した場合は、当該委託を受けた者）に申し込むものとする。

(名簿への登載)

第6条 住まいまちづくり課においては、技術考査の結果を踏まえ、その受験者のうち耐震化業務を行う上で必要な一定以上の知識を有すると判定した者を様式第2号による名簿（以下「技術者名簿」という。）に登載し、これを保存しておくものとする。

2 住まいまちづくり課においては、前項の規定により受験者を技術者名簿に登載したときは、当該受験者に対してその旨を通知するものとする。受験者を登載しなかったときも、同様とする。

（名簿からの削除）

第7条 住まいまちづくり課においては、前条第1項の規定により技術者名簿に登載した者（以下「技術者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該技術者を技術者名簿から削除するものとする。

- (1) 建築士、建築管理技士又は建築大工技能士でなくなったとき。
- (2) 耐震化業務において不誠実な行為をしたとき。
- (3) 不正な手段により技術考査を受験し、又はこれに得点していたとき。
- (4) 自ら書面により技術者名簿からの削除を申し出たとき。

2 住まいまちづくり課においては、前項の規定により技術者を技術者名簿から削除したときは、当該技術者に対してその旨を通知するものとする。

（業者登録）

第8条 住まいまちづくり課においては、次の各号に掲げる要件を備えた事務所等について、業者登録を行うものとする。

- (1) 技術者を雇用していること。
- (2) 技術者が、耐震化業務に直接従事し、又は当該業務を総括する立場で指導若しくは監督を行っていること。
- (3) 現に建築士法第26条第2項に基づく事務所の閉鎖、又は建設業法第28条第3項若しくは第5項に基づく営業の停止の処分を受けていないこと。

（登録申請）

第9条 業者登録（その更新の登録を含む。以下同じ。）を受けようとする事務所等の代表者は、様式第3号による申請書に前条各号に掲げる要件を備えていることを証する書類を添えて、住まいまちづくり課に提出するものとする。

（登録及び公表）

第10条 住まいまちづくり課においては、前条の規定による申請に係る事務所等が第8条各号に掲げる要件を備えていると認めるときは、当該事務所等について業者登録を行い、次の各号に掲げる事項を県のホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

- (1) 当該事務所等の名称、所在地、電話番号及び代表者の氏名
- (2) 当該事務所等の種別及び登録番号
- (3) 当該事務所等が実施できる耐震化業務の区分
- (4) 当該事務所等に勤務する技術者の氏名
- (5) 当該事務所等が所属している木造住宅の耐震化に関する活動を行っている建築関係団体の名称
- (6) 当該事務所等の木造住宅耐震化実績件数及び低コスト工法の実績件数
- (7) 当該事務所等が実施可能な耐震診断の区分

2 業者登録の有効期間は、登録日から5年間とする。

3 住まいまちづくり課においては、前項の有効期間中は、第1項の規定による公表（以下「業者公表」という。）を継続するものとする。

（台帳の作成）

第11条 住まいまちづくり課においては、業者登録をした事務所等（以下「登録業者」という。）について様式第4号による台帳（以下「登録台帳」という。）を備え置くものとする。

(変更の届出)

- 第12条 登録業者の代表者は、第10条第1項第1号から第5号又は第7号に掲げる事項に変更があったときは、様式第5号による届出書により、速やかに住まいまちづくり課に届け出るものとする。
- 2 登録業者の代表者は、第10条第1項第6号に掲げる事項に変更があったときは、様式第5号による届出書により、年1回を目安として住まいまちづくり課に届け出ることができる。
- 3 住まいまちづくり課においては、前2項の規定による届出を受理したときは、速やかに登録台帳及び業者公表の内容を修正するものとする。

(登録の抹消)

- 第13条 住まいまちづくり課においては、登録業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その業者登録を抹消し、業者公表を取りやめるものとする。
- (1) 事務所等でなくなったとき。
- (2) 耐震化業務において不誠実な行為をしたとき。
- (3) 第8条各号に掲げる要件を備えなくなったとき。
- (4) 不正な手段により業者登録を受けていたとき。
- (5) 前条第1項の規定による変更の届出を、当該変更が生じてから相当の期間内に行わなかったとき。
- (6) 業者登録の有効期間が満了したとき。
- (7) 自ら書面により業者登録の抹消を申し出たとき。
- 2 住まいまちづくり課においては、前項の規定により業者登録を抹消したときは、当該抹消に係る登録業者に対してその旨を通知するものとする。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、業者登録に関し必要な事項は、住まいまちづくり課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月27日から施行する。

附 則

この改正は、平成25年10月4日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年3月12日から施行する。